

赤磐市建設工事等郵便入札試行実施要綱

令和2年4月22日

告示第57号

赤磐市建設工事郵便入札試行実施要綱（平成19年赤磐市告示第97号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事、測量業務及び建設コンサルタント業務、物品購入並びに役務提供業務（以下「建設工事等」という。）において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象案件）

第2条 郵便入札の対象は、競争入札に付する建設工事等のうち、赤磐市入札等指名委員会及び赤磐市入札調査委員会で決定するものとする。ただし、郵便入札の方法をとることが適切でないと市長が認めるものを除く。

（入札の公告等）

第3条 対象案件の入札を郵便入札により実施しようとするときは、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては入札指名通知書にその旨を記載するものとする。

（入札書等の郵送）

第4条 入札参加者は、入札書（別記様式）及び公告又は入札指名通知書で定める書類（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法により、入札書到達期限までに到達するように郵送しなければならない。

- （1） 入札参加者は、入札書のくじ番号欄に任意の3桁の数字を記載しなければならない。
- （2） 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
- （3） 内封筒には、入札書等を入れ、封かんの上、本市へ届出済みの使用印鑑（以下「使用印鑑」という。）で封筒の継ぎ目に押印しなければならない。また、封筒の表面に件名、開札日時及び入札参加者名を記載しなければならない。
- （4） 外封筒には、前号の規定による内封筒を入れ、封筒の表面に「郵便入札入札書在中」と朱書するとともに、件名、開札日時及び入札参加者名を記載しなければならない。
- （5） 前号の規定による外封筒は、本市が指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）への局留めによる一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。
- （6） 入札の執行回数は2回までとする。ただし、予定価格を事前公表した場合については1回とする。
- （7） 入札参加に要したすべての費用は、開札の結果又は入札の中止等にかかわらず、入札

参加者の負担とする。

(8) 入札書等の到達確認の問い合わせには、一切応じない。

(入札書等の受領及び管理等)

第5条 受領した入札書等は、施錠できる保管場所を設け、厳重に管理するものとする。ただし、受領して直ちに開札する場合はこの限りではない。

2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札時刻まで外封筒を開封しないものとする。

3 受領した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとし、開札したか否かにかかわらず、入札書等は返却しないものとする。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書到達期限までに辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

2 入札書等提出後の郵便入札の辞退は認めない。ただし、入札参加者からの申出により市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により郵便入札の辞退を認めたときは、当該入札参加者が提出した入札書を無効とする。

(開札)

第7条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加業者のうち立会いを希望する者を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会いを希望する者がいないとき又は天災その他やむを得ない事由により立会いを希望する者の立会いが困難であると市長が判断したときは、当該入札事務に関係ない職員に立ち会わせるものとする。

2 第1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、再度入札を行うものとする。この場合においては、再度の入札を行う旨及び第1回目の最低入札価格を直ちに入札参加者に伝えるものとする。ただし、予定価格を事前公表した場合は、この限りでない。

(同一価格での入札者が2人以上ある場合の順位の決定方法)

第8条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、第4条第1項第1号の規定により記載した任意の3桁の数字を利用したくじにより順位を決定するものとする。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加することのできない者のした入札

(2) 談合してした入札

(3) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は当該納付

額が不足する入札

- (4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
 - (5) 同一事項について2以上の入札をした入札
 - (6) 指定の日時までに到達しない入札
 - (7) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書等を提出した入札
 - (8) 第4条の規定によらないでした入札
 - (9) 封筒記載の件名、開札日時及び入札参加者名と同封された入札書の件名、開札日時及び入札参加者名が相違する入札
 - (10) 入札書等が封筒に同封されていない入札
 - (11) 明らかに不正によると認められる入札
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札についての条件に違反した入札
- (入札結果の通知)

第10条 市長は、落札者又は落札候補者を決定した場合は、入札した者に対して書面により入札結果を通知するものとする。

(入札の延期等)

第11条 市長は、郵便入札において、事故が発生したとき又は不正な行為等により必要性があると認められるときは、入札の延期、中止又は入札の取り消しをすることができる。この場合において、郵便入札に参加しようとする者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する対象業務について適用する。

附 則 (令和3年赤磐市告示第9号)

この告示は、公表の日から施行する。